

令和 7 年 度

危機管理マニュアル



改 訂 履 歴	
改訂 1	令和3年4月5日
改訂 2	令和3年10月5日
改訂 3	令和4年6月1日
改訂 4	令和5年5月1日
改訂 5	令和6年5月10日
改訂 6	令和7年5月9日

枚方市立樟葉北小学校

目 次

1. 危機管理マニュアルの目的と位置付け	1
2. 学校の警備体制	2
3. 防災計画	
(1) 学校災害対策組織	3
(2) 災害発生時における防災組織及び役割分担	4
(3) 災害発生時の対応	
風水害について	6
地震について	7
火災について	10
Jアラートによるミサイル発射情報について	14
(4) 事故発生時における対応	15
(5) 災害発生時及び災害発生後における心のケア	17
(6) 熱中症への対応	18
(7) 水泳指導時における対応	21
4. 防犯計画	
(1) 危険レベルの判定について	22
(2) 避難と待機についての原則	23
(3) 危険レベルと事件対策本部の発動	24
(4) 校区内の点検・巡回について	25
(5) インターネットなどの犯罪被害防止に向けて	33
5. 学校安全計画	35
6. 学校保健計画	
(1) 学校保健年間行事予定	39
(2) 健康危機発生時の対応マニュアル	40
(3) 学校事故発生時の緊急体制	41
(4) 水泳事故発生時の緊急体制	42
(5) 食物アレルギー等緊急時対応マニュアル	43

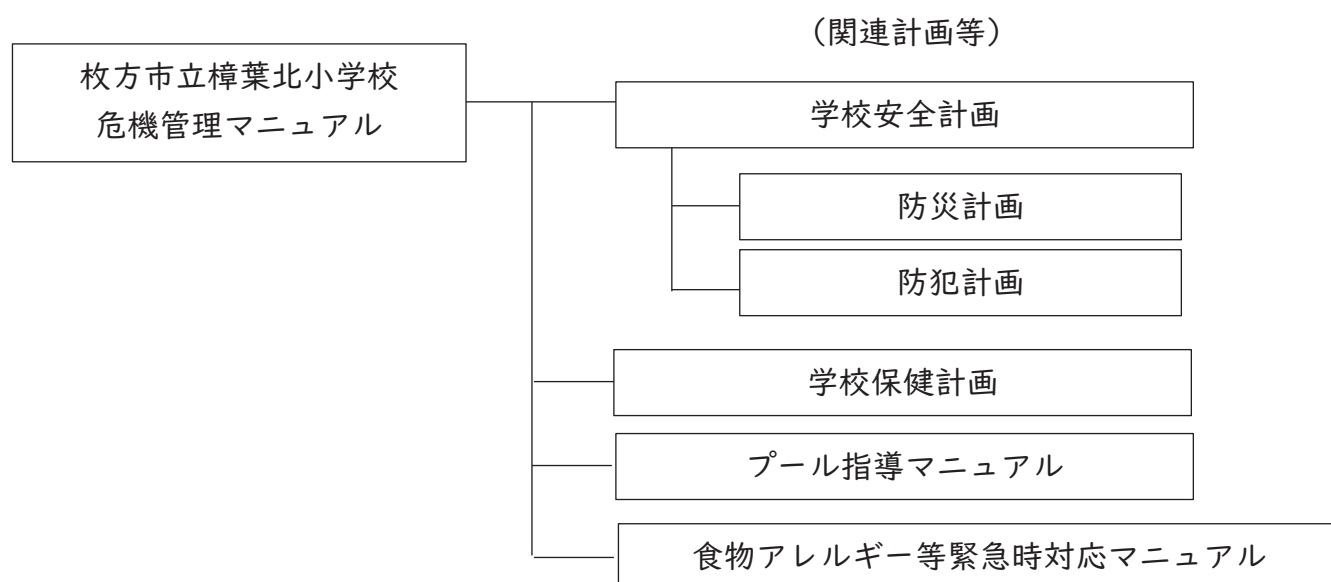
Ⅰ. 危機管理マニュアルの目的と位置付け

（１）本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。また、消防法第8条第1項に基づいた消防計画も記載されている。

（２）関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



◆ 危機管理の基本方針

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

○子供の生命、安全の確保を第一とする。

○指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。

○地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

2. 学校の警備体制

- ① 教室の戸締りは、担任が責任を持って行う。
- ② 特別教室は使用時に鍵を開け、退室時には鍵をかける。
- ③ 鍵の盗難を防ぐため、職員室にある鍵を持ち出す場合には、「クラス」または「個人名」を伝え、許可を得る。
- ④ 事故防止のため、児童だけによる理科準備室への出入りは禁止する。
- ⑤ 学校のすべての門を児童の登下校時以外は常に施錠する。
正門にはカメラ付インターフォンを設置し、職員室において門の開錠を遠隔操作する。
また、監視カメラを設置し安全を確保する。
- ⑥ Teams アプリを活用して教職員の連絡網を確立し、非常の場合は直ちに出勤できる体制を整える。
(携帯電話番号の確認と Teams への登録)
- ⑦ 機械警備について
下記の時間帯を機械警備とする。(枚方市共通)

平日	7:00まで機械警備	—	21:30から機械警備
土日祝日	8:30まで機械警備	—	19:00から機械警備
(原則として、施設管理人が警備解除・開始を行う。)			

- ⑧ 安全監視員について
正門に安全監視ボックスを設置し、安全監視員を下記の時間帯を基本として配置している。

午前	8:00~12:15
午後	12:00~16:30

3. 防災計画

(1) 学校災害対策組織

【組織分担】この組織を基本とし、臨機応変に柔軟な対応を行う。本部への報告は必須。

本部	校長 教頭 教務(首席) 事務職	・情報の総括 ・職員への指示 ・関係機関への連絡
児童対応班	各担任	・児童の安全確保 ・児童数の本部への報告 ・負傷者を救護班への引渡し ・行方不明者の搜索、本部への報告 ・保護者への連絡、引渡し
救護班	養護教諭 担外	・応急手当の実施 ・本部と連携しながら医療機関への連絡 ・保護者への連絡

【災害発生時の基本的な動き】

1. 児童の安全確保(各災害の対応どおり非難を行い、児童数の確認を行う) 本部 児童対応班
2. 児童の負傷の確認 救護班
3. 行方不明者の確認 ⇒ 探索可能な範囲で実施。 本部 児童対応班
4. 消防等関係機関への連絡・教育委員会への連絡。 本部 救護班
5. 安全場所の確保。 本部
6. 鍵・水道・電気・ガスの確保。 本部
7. 保護者への連絡・引渡し 児童対応班
8. 地域からの避難者の受け入れ、場所の確保・誘導 本部

【非常災害時の配備体制(「教職員課 事務手引」より)】

配備区分	配備基準	配備体制
1号配備	災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。 枚方市域で、震度5弱	校長 教頭
2号配備	小規模の災害が発生したとき、または、そのおそれがあるとき。 枚方市域で、震度5弱。	校長 教頭 教務(首席) 事務職
3号配備	中規模の災害が発生したとき、または、そのおそれがあるとき。 枚方市域で、震度5強。	上記+学年主任
4号配備	大規模の災害が発生し、または、発生するおそれがあるとき。 枚方市域で、震度6弱以上。	全職員

(2) 災害発生時における防災組織及び役割分担

1. 対策本部・・・◎校長・○教頭・△教務・△校務員

《役割》

- ・各班との連絡調整
- ・非常持ち出し書類の搬出保管
- ・校内の被災状況把握
- ・記録日誌・報告書の作成
- ・校内放送等による連絡・指示
- ・応急対策の決定
- ・市町村対策本部・教育委員会等との連絡
- ・報道機関への連絡、対応
- ・PTAとの連絡調整
- ・情報収集

《準備物》

- ・ラジオ
- ・ハンドマイク
- ・懐中電灯
- ・トランシーバー
- ・携帯電話
- ・危機管理マニュアル
- ・学校敷地図
- ・緊急活動の日誌

2. 安否確認・避難誘導・・・各学年1組担任(確認後救急医療支援へ)

支援学級虹組・風組・月組担任、理科専科

《役割》

- ・児童生徒及び教職員の安否確認
- ・安全な避難経路で避難誘導
- ・負傷者の把握
- ・下校指導及び待機児童生徒の掌握・記録
- ・揺れが収まった直後の負傷程度の把握
- ・行方不明の児童生徒、教職員を本部に報告

《準備物》

- ・クラスの出席簿
- ・行方不明者の記入用紙(児童生徒・教職員)

3. 保護者連絡・・・各学年2組担任 支援学級空組・星組・花組担任

《役割》

- ・引き渡し場所の指定
- ・身元確認
- ・保護者等の到着ごとに児童生徒の引き渡し

《準備物》

- ・児童生徒引き渡しカード
- ・出席簿
- ・集合場所のクラス配置図

4. 救護・・・養護教諭、算数専科

《役割》

- ・児童生徒及び教職員の救出・救命
- ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報
- ・担当区域で負傷者の搬出
- ・学校施設内のチェック

《準備物》

- ・安全靴等
- ・防災マスク
- ・ヘルメット
- ・スコップ
- ・毛布・手袋
- ・のこぎり
- ・トランシーバー
- ・担架
- ・AED

5. 救急医療・・・養護教諭(安否確認・避難誘導係がサポート)

- ・養護教諭及び救命救急経験者で構成
- ・医師等の確保
- ・手当備品の確認
- ・負傷者の保護、応急手当
- ・関係医療機関との連携

《準備物》

- ・応急手当の備品
- ・健康カード
- ・担架
- ・水
- ・毛布
- ・AED

6. 安全点検・消火 ……校務員、△事務職員、教務

※確認後「2. 安否確認・避難誘導」へ

《役割》

- ・初期消火
- ・避難・救助活動等の支援
- ・被害の状況確認

（施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気・ガス・水道・電話の被害確認）

- ・校内建物の安全点検、管理
- ・近隣の危険箇所の巡視
- ・二次被害の防止

《準備物》

- ・消火器 ・ヘルメット
- ・ラジオ ・手袋
- ・被害調査票等

7. 応急復旧 ……校務員、△事務職員、教務

※確認後「2. 安否確認・避難誘導」へ

《役割》

- ・被害状況の把握
- ・応急復旧に必要な機材の調達と管理
- ・危険箇所の管理
- ・危険箇所の立ち入り禁止措置
- ・危険箇所の表示
- ・避難場所の安全確認

《準備物》

- ・ヘルメット ・構内図
- ・ロープ ・標識
- ・バリケード等 ・被害調査票

8. 避難所協力 ……市職員

《役割》

- ・市町村及び自主防災と連携した避難所の運営支援
（連絡調整・情報収集）

《準備物》

- ・マスターキー ・バリケード
- ・ラジオ ・ロープ
- ・テープ ・校内配置図
- ・避難者への指示（文書）

※防災組織は、全教職員が揃った状態を前提として組織されているが、出勤途上や出張等であらかじめ分担している教職員が不在の場合は、対応可能な教職員数、被害の状況に応じて柔軟に対応する。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者の不在時には教務主任を代行担当とする。

(3)各災害に対する対応

風水害について

非常変災時における措置について(令和7年4月改訂版)

枚方市立樟葉北小学校

枚方市に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合には、以下のような措置をします。

ご家庭でも事前に十分話し合っておいていただきますよう、よろしくお願いします。

「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」発表時の措置について

★特別警報が発表される場合とは、経験したことのないような異常な現象が起きそうな状況です。

ただちに命を守る行動をとってください。※非常変災時が水曜日の場合、通常校時で行います。

1.「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」が、枚方市に発表された場合

午前7時 現在	特別警報 発表中	❖臨時休校 ※警報が解除されても、臨時休校とします。	
	「警報」 発表中	❖児童の登校を見合わせ、解除になるまで自宅待機とします。	
午前9時 現在	「警報」 発表中	❖児童の登校を見合わせ、解除になるまで自宅待機とします。	
	「警報」 解除	❖第2校時 より授業を始めます。 9時05分出発で集団登校させてください。	◎給食があります。 下校は平常どおり。
午前10時 現在	「警報」発表中	❖臨時休校	
	「警報」 解除	❖第3校時 より 授業を始めます。 10時05分出発で集団登校させてください。 ❖第4校時終了後下校します。	◎給食はありません。 ご家庭で昼食の用意を お願いします。
登校後	「特別警報」 「暴風警報」 「暴風雪警報」 「洪水警報」 いずれかが発表され た 場合	❖原則、学校待機とします。 ❖雨量の状況を踏まえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できたら、 <u>引き渡し下校を行います。</u> ❖「非常変災時引き渡しカード」に記載の引き取り者のいずれかの方が、学校まで児童を引き取りに来てください。引き取り時刻等はまなびポケット等でお知らせいたします。	

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合

気象情報及び避難情報により、上記の対応と異なる場合は、まなびポケットでお知らせします。

※留守家庭児童会について

午前9時までもしくは午前10時から午前11時に警報が解除されている時は、通常通り午後1時15分より(午前9時から午前10時の間に解除されたときは、午後0時15分から)開室します。**登校後、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合は、開室しません。**(詳細は、留守家庭児童会にご確認ください)

※放課後オープンスクエアについて

午前10時までに警報が解除されている場合は授業後に実施。午前11時までに警報が解除されている場合には午後1時15分より開室となります。**登校後、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合は、開室しません。**(詳細は、オープンスクエアにご確認ください)

(授業がない日の対応につきましては、事前にお問い合わせの上、確認をしておいてください。)

※いきいき広場について…上記対応通り、学校の基準に準じます。

(i) 平常時の対策

平時より地震については、学年に応じて指導し、発生時には教師の指示によく従って、落ち着いた行動が取れるようにする。

(ii) 地震発生時の対策

① 授業中に地震が発生したとき

○ 児童がとる行動

- ・机の下にもぐったり、身近にあるもので頭を守ったりする。
- ・窓や棚、ロッカー等（倒れそうなもの）から離れる。
- ・教職員の指示に従う。
- ・おしたり、はしったり、しゃべったり、もどったりしない。
- ・避難行動中は手には何も持たず上靴のまま避難する。
- ・指定された避難場所に集合後、直ちにクラス毎に整列し、静かに指示を待つ。

○ 教職員の指示と行動

- ・児童に対し、はっきりとわかりやすく適切な指示をすること。また、心の安定を図る言葉をかけて児童を落ち着かせ、掌握に努める。
- ・配慮を要する児童が安全に避難できるよう、日ごろから支援方法を確立しておくとともに、適切に指示し、行動できるようにする。
- ・火気は消火できる場合は、素早く消火する。
- ・火気の消火ができない場合は、揺れが小さくなってから、消火する。
- ・薬品の始末も、火事の場合と同様に処理する。
- ・ガスの元栓を閉め、電気のコンセントを抜く。
- ・避難場所が安全か否かを判断する。

② 休憩時や放課後に地震が発生したとき

○ 児童がとる行動

- ・あわてて校舎の外にとび出さない。
- ・校内放送や教職員の指示を静かに最後まで聞き、その指示に従う。
- ・体育館では落下物や運動器具の倒壊に注意し、中央部に集まり、天井部分等の破壊状況により、速やかに出口に移動する。
- ・運動場では、速やかに中央部に集合し、指示を待つ。
- ・校舎と校舎の間では、落下物に注意して運動場や広い空地に移動する。
- ・校外に出たり、校舎内に戻ったりしない。

○ 教職員の指示と行動

- ・ 放送（使用できない場合はハンドマイク、メガホン）で避難場所及び避難方法を的確に指示する。
- ・ できるだけ早く役割分担した教室等に直行し、児童を掌握し避難誘導する。
- ・ 配慮を要する児童に対して適切に指示し、行動する。
- ・ 負傷者の有無を確認する。

③ 登下校中に地震が発生したとき

登下校中、児童は教職員が不在のため、自分自身で判断できず、迷ったり、間違った情報に惑わされたりして危険な行動をとることが予想される。したがって、登下校中に地震に遭遇した場合は、周囲の状況を判断し、倒壊物、窓ガラス等の落下物に注意しながら、素早く安全な広い場所に避難すること、広い場所にいるときは、あわてて行動しないよう指導しておく。

○ 児童がとる行動

- ・ ランドセル、カバンなどを頭にのせ、ガラスなどの飛散物、落下物から身を守る。
- ・ 海岸、川岸、崖下から早く遠ざかる。
- ・ 乗り物に乗車中は、運転手等関係者の指示に従う。
- ・ ブロック塀や自動販売機から遠ざかる。
- ・ 登下校中に地震に遭遇した場合は、原則的には学校、家庭の2つの間で、距離的、時間的に最も近いところに避難する。
- ・ いったん落ち着いたら、学校や家庭へ連絡する。

○ 教職員の指示と行動

- ・ 登下校中に地震に遭遇した場合は、原則的には学校か家庭で、距離的、時間的に最も近いところに避難するなどの指導をしておく。
- ・ 保護者が不在の場合も考えられるので、その対応についても指導しておく。
- ・ 安否の確認ができない場合、しばらくは通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が連絡を取り合うのは難しい状況になると予想されるので、自治会組織やPTA組織との情報交換や家庭訪問、避難所巡回により対応する。

④ 放課後や休みの日に地震が発生したとき

休日や下校後等の在宅時や登下校時に大きな地震が起こった場合は、児童の安否確認を行う。大規模な地震の後には電話が通じないことが多いので、まなびポケット、学校ブログなど連絡方法を複線化しておく。また直接家庭や避難所を訪問して安否の確認をする場合は教職員が二次災害に巻き込まれないよう注意する。地域の様々な団体や組織と連携し、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておく。

☆地震時の対応については、保護者としっかり話し合っておくことを指導する。

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校
在 校 時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業 ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）
下 校 中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など（学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日）に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

火災について

(i) 平常時の対策

災害予防の万全を期して、次のことに留意する。

- ① 火気、電気、ガス、薬品等の設置とその取り扱いに細心の注意をはらう。
- ② 火栓の点検と消火器の機能保全に努める。
- ③ 火気取締り責任者を設け、不断の注意をする。

火気取締り担当場所

防火管理者	教頭	校長室・職員室	教頭
女子更衣室	担任外(教務)	男子更衣室	担任外(教務)
図書室	司書教諭	校務員室	公務員
保健室	養護教諭	放送室	視聴覚担当
家庭科室	家庭科担当	会議室	事務職員
音楽室(準備室)	音楽担当	教材室・資料室	4年担当
理科室(準備室)	理科担当	机・椅子倉庫	3年担当
図工室(準備室)	図工担当	算数教室/児童会室	算数担当
体育館・体育館倉庫	体育担当	学校管理員室	教頭
体育倉庫	体育担当	各教室	担任
教育支援ルーム	教育支援ルーム指導員		

(ii) 火災発生時の対策

- ① 火災等非常事態発生の場合は、直ちに放送やサイレン吹鳴して校内に知らせると同時に消防署(119番)、教育委員会児童生徒支援室(050-7105-8048)に連絡する。
- ② 休業日・土・日祝日、または夜間の場合は、校長・教頭・教職員にも連絡する。
- ③ 保護者にも応援を求め、学校長を中心に児童の安全確保を最優先する。
- ④ 避難誘導と児童管理
- ⑤ 校舎・備品・公簿類の被害を最小限に止めるよう、教職員は次の分担により行動する。
 - ・火災報知ベルが鳴った場合や火災を認知した場合は、各学級は直ちに一切の授業をやめる。
 - ・その後放送の指示に従い、避難経路図により避難する。(火災発生場所により変わる)
 - ・各担任が、担当学級児童あるいは隣接学級児童を速やかに運動場まで避難誘導させる。
 - ・行事を中止する。運動場整列後、人数確認をし、校長に報告する。

《総指揮》 校長

《避難誘導》 各学級担任(隣接学級担任)

《児童掌握》 学年主任

《通報連絡》 教頭・事務職員(校内、消防署、教育委員会、その他関係機関)

《非常持ち出し》 教頭・事務職員

《初期消火》 職員室にいる職員(担任)

《救護》 養護教諭・教務主任(首席)

《学校外への避難誘導》

状況判断の上、地区ごとに集合し、地区担当者の誘導のもと児童を帰宅させる。

【災害時の教職員の対応】

① 授業中(火災・地震などの不審者対応以外)

役割	名前	発生時・直後の対応	
本部	校長 教頭 教務主任 事務職 校務員	全体の状況把握、統括及び指揮 警察(110番)、消防(119番)への通報 校内緊急放送、児童への指示の決定 教育委員会への連絡及び支援要請 近隣学校園、保護者(PTA 本部役員等)への連絡 通信方法の確保、報道機関の対応 当日の下校方法の決定 今後の登下校方法・授業についての決定 保護者説明会の準備と開催 保護者あての連絡文の発行、記録 火災時の初期消火、火災報知器を鳴らす	
安全	1～6年各担任・支援	クラスの児童の誘導・点呼	
救護・誘導	養護教諭 算数数専科 理科専科	① 管理棟 ② 教室棟 ③ 外回り	
待機	教頭 生指主担者	避難集合場所(運動場)で児童誘導・点呼	

② 休憩時間(火災・地震などの不審者対応以外)

	名前	発生時・直後の対応	
本部	校長 教頭 教務主任 事務職 校務員	全体の状況把握、統括及び指揮 警察(110番)、消防(119番)への通報 校内緊急放送、児童への指示の決定 教育委員会への連絡及び支援要請 近隣学校園、保護者(PTA 本部役員等)への連絡 通信方法の確保、報道機関の対応、下校方法の決定 今後の登下校方法・授業についての決定 保護者説明会の準備と開催 保護者あての連絡文の発行、記録 火災時の初期消火、火災報知器を鳴らす	
安全	1～6年各担任	 児童を「近くの教室」に誘導 学年の全教室とトイレ、廊下を確認	児童の誘導、点呼
	支援	支援教室	
救護・避難誘導	養護教諭 算数専科 生指主担者	① 管理棟 保健室、保健室前入り口 管理棟1階 管理棟2階 渡り廊下2階 ② 教室棟 教室棟1階入り口 教室棟1～3階 非常階段 ③ 外回り 調理場付近、体育館まわり 1階渡り廊下、靴箱 管理棟1階入り口 中庭、教室棟まわり 学級園付近	負傷者の確認 応急手当・搬出 児童の誘導
集合場所待機	教頭 教務主任	避難集合場所(運動場)で児童誘導・点呼	

引き渡しと待機

災害対策本部が中心となり、地震の規模や被災状況により、児童を学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断を行う。

大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されるため、毎年「引き渡しカード」を保護者に見直してもらい、災害時は「引き渡しカード」に沿って対応する。

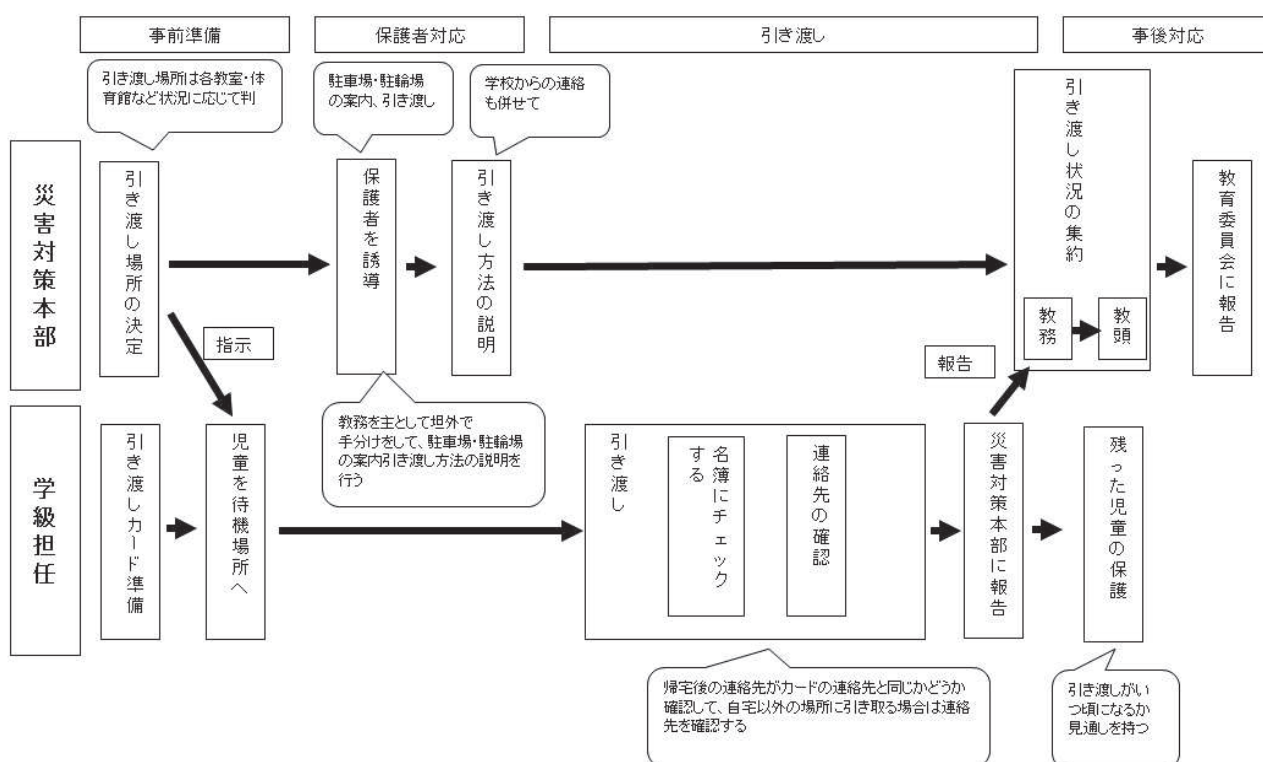
1. 引き渡しのルール

震度5以上 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。

震度4以下 原則として通常通り授業を行い、通常通り下校させる。

2. 引き渡しの手順

校内における引き渡しの手順



【Ｊアラートによるミサイル発射情報について】

（い）弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

（平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号、消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成）

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがいない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

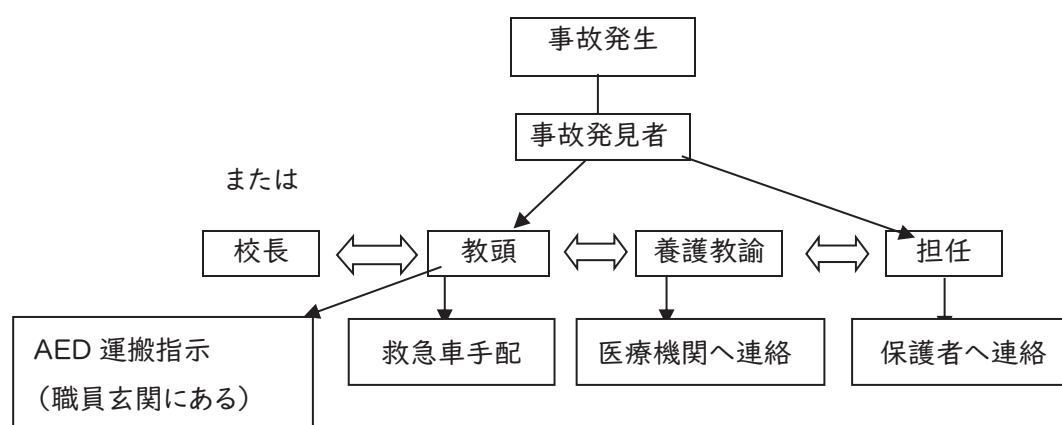
2. ミサイルが着弾した場合の行動

ミサイルが着弾した場合に取るべき行動は以下の通り。

- ・近くにミサイルが着弾した場合、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

(4) 事故発生時における対応

1. 事故発見者は、直ちに保健室（養護教諭）・教頭・担任に連絡する。
2. 応急処置をする。
3. 移送先の医療機関に連絡する。（事故の概略と現在の状態について要約して説明）
4. 移送車の手配をする。（タクシー券の利用・場合によっては救急車を呼ぶ。）
5. 保護者へ連絡する。（担任または養護教諭が行い、必要な場合は病院まで来てもらう。また服薬、アレルギー等注意すべき事の確認を行う。急を要しない場合は、担任が保護者に連絡し、掛かりつけの医師が有ればそこへ診察を依頼する。）
6. 移送する。（養護教諭または必要に応じて担任、校長か教頭が付き添い「緊急連絡個人票」を持参する。）
7. 養護教諭が不在の場合は、教頭がその任に当たる。



【学校医担当一覧表】

担 当	氏 名	担 当	氏 名
学校医	田 邊 卓 也	眼科医	今 泉 正 仁
歯科医	金 森 市 朗	耳鼻科	高 田 剛 資
薬剤師	早 川 智 子		

【重大事故の場合】

1. 対象者は動かさない。
2. 事故発見者は周りにいる人と連携し、直ちに保健室（養護教諭）・教頭・担任に連絡
3. 状態の観察。（傷の箇所・状態、意識、顔色、唇の色（チアノーゼ）、体温、脈拍、呼吸など）
4. 時間の経過を記録する。
5. 毛布等で保温する。
6. 救急車を依頼する。
7. 保護者へ連絡する。
8. 救急車で搬送する。

(養護教諭または必要に応じて担任、校長か教頭が付き添い、「緊急連絡個人票」を持参)

9. 教育委員会児童生徒支援室(050-7105-8048)に報告する。

10.理科実験中の事故については、現状保存する。

【救急車の依頼方法】

1. 局番なしの119にかける。

2. つながったら、「救急をお願いします。」と言う。

「こちらは、樟葉北小学校です。住所は、楠葉野田3丁目13番1号です。

電話番号は、050-7102-9136です。

- ・ 誰が(人数)、いつ、どこで、どうなったかを伝える。
- ・ どんな応急手当をしたかを報告する。
- ・ 救急車依頼時にサイレンを消してもらうように連絡する。

3. 依頼の前には下記のことをメモしておく。

事故者の学年・組・氏名・事故の状況・発生時刻

4. 事故の記録をとる。

事故の発生場所・原因・事故の様子・経過の記録

5. 校門の外で待機し、救急車の到着を待ち、誘導する。

(5) 災害発生時及び災害発生後における心のケア

●心身の健康状態の把握

- ・学級担任・・・当該児童の健康状態を把握する。必要に応じて保護者と連絡をとり児童の状況等の把握を行う。養護教諭と情報共有する。
- ・養護教諭・・・学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し管理職に報告する。
- ・その他教職員・・・当該児童について注意深く観察し、気づきを学級担任及び養護教諭に連絡する。

●心のケア体制の構築

校長は、児童の健康状態の状況に基づき、以下のとおり「サポート委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。

構成員	・校長・教頭・教務主任(首席)・生徒指導主担・安全部長・保健主事・養護教諭・当該児童の学級担任 【必要に応じて、以下の参加も要請する】 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・心の相談員・学校医
協議・検討事項	・当該児童の健康状態に関する情報の把握・共有 ・対応方針(全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など) ・ケア・指導の方法(個別ケア、集団指導等) ・保護者等からの相談窓口設置の要否 ・教職員間の役割分担(ケア・指導の主担者等) ・専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ・教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

●持続可能な支援のために

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び、事故・災害等への対応にあたる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するために以下の対応を検討する。

- ・被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- ・不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- ・事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢をとる。
- ・教職員の心の健康に関する研修会を行う。
- ・状況により、心の健康に関するチェックを行う。

(6) 熱中症への対応

●熱中症予防のために

①暑さに負けない体調管理

- ・1日3食(朝食・昼食・夕食)栄養バランスのとれた食事を心がける。
- ・疲れを翌日に残さない十分な睡眠を確保する。
- ・身体に熱が籠らないように、夏季は風通しの良い素材や、風通しのよい形状や素材の衣服を着用する。

②ミストによる熱中症対策

- ・児童の集中下足室の出入口にミストシャワーを設置する。登校時や身体を動かす活動の際にミストを浴びて体温を下げる。

暑さ指数WBGTによる屋外での活動管理

- ・WBGT指数31以上の場合は、屋外での活動は、原則中止する。
- ・WBGT指数28以上では20分おきに休憩及び水分補給を行う。
- ・WBGT指数25以上では30分おきに休憩及び水分補給を行う。
- ・WBGT指数21以上では積極的に水分補給を行う。

※WBGT(Wet Bulb Globe Temperature):湿球黒球温度

- ・暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。

③水分の持参について

- ・その日一日の活動に十分な量のお茶や水を持参するよう保護者へ周知。
- ・夏季限定(6月頃～10月末頃)の枚方市より配当のウォータークーラーの水を、水筒のお茶がなくなった時の緊急対応用とする。家庭には児童の活動に必要な水分量を持たせてもらう。
- ・児童が水筒を忘れた場合は、学校よりペットボトルの麦茶を渡す。後日、ペットボトルの麦茶(新品)を学校へ返品する。

④登下校の暑さ対策について

- ・登下校時にはできるだけ帽子を着用する。1年生は黄色帽子、その他の学年は形状や素材は問わない。
- ・年間通じて「両手が空く背負えるカバン」であれば、形状や素材は問わない。夏場、ランドセルで背中に熱がこもる場合もある為、軽量ランドセル、リュックサック等、児童の安全や姿勢にふさわしいものを選ぶ。

⑤その他

- ・学校には緊急用として、経口補水液OS-1を常備する。
- ・電動ファン付扇風機は、安全上学校には持参しない。
- ・首に巻くクールタオルについては、「濡らすタイプ」「保冷タイプ」「冷凍タイプ」を使用してもよい。

《以下は暑い時期から運動会時終了まで導入》

①スポーツドリンク等について

- ・スポーツドリンクは、大量の汗をかく活動の際に熱中症対策として、クーラーのきいた室内では、お茶を飲む。
- ・糖分の過剰摂取に注意し、ペットボトル症候群（急性の糖尿病）に陥らないように一日の摂取量や濃度に注意させる。
- ・水筒（お茶や水）+2本目はスポーツドリンクを持って来ることができる。スポーツドリンクのみの持参は避ける。
- ・スポーツドリンクを水で薄めて持参するなど、糖分摂取量や虫歯など児童の健康にご配慮する。
- ・塩タブレットは、学校には持ってこない。必要な場合は、登校前に自宅で摂取する。朝食や給食などバランスのよい食事によって、十分に塩分やミネラルを補うようにする。

②登下校時の日差し対策

- ・日差しが厳しい日の登下校時は、日傘（雨傘）を使用することができる。
- ・広げた傘の先端が周囲の児童に当たらないように1列に並んで歩き、特に日傘（雨傘）をさしていない児童とは、距離を取って歩く。
- ・角膜保護のためのUVカット眼鏡は保護者の判断で着用可能とする。
※ファッションサングラスや、ガラス面が色の濃いサングラス等は児童の表情や視線の先が見えず、登下校の際は車の運転手から児童が車を認識しているかどうか分かりにくいがゆえの交通事故の危険性などを鑑み、学校教育活動下及び登下校には使用しない。

【2】事故発生時の対応について

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状である。熱中症発生時(疑いを含む)に速やかに対応できる体制を整備する。重度の症状(意識障害やその疑い)があれば躊躇なく救急要請・意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給もさせる。

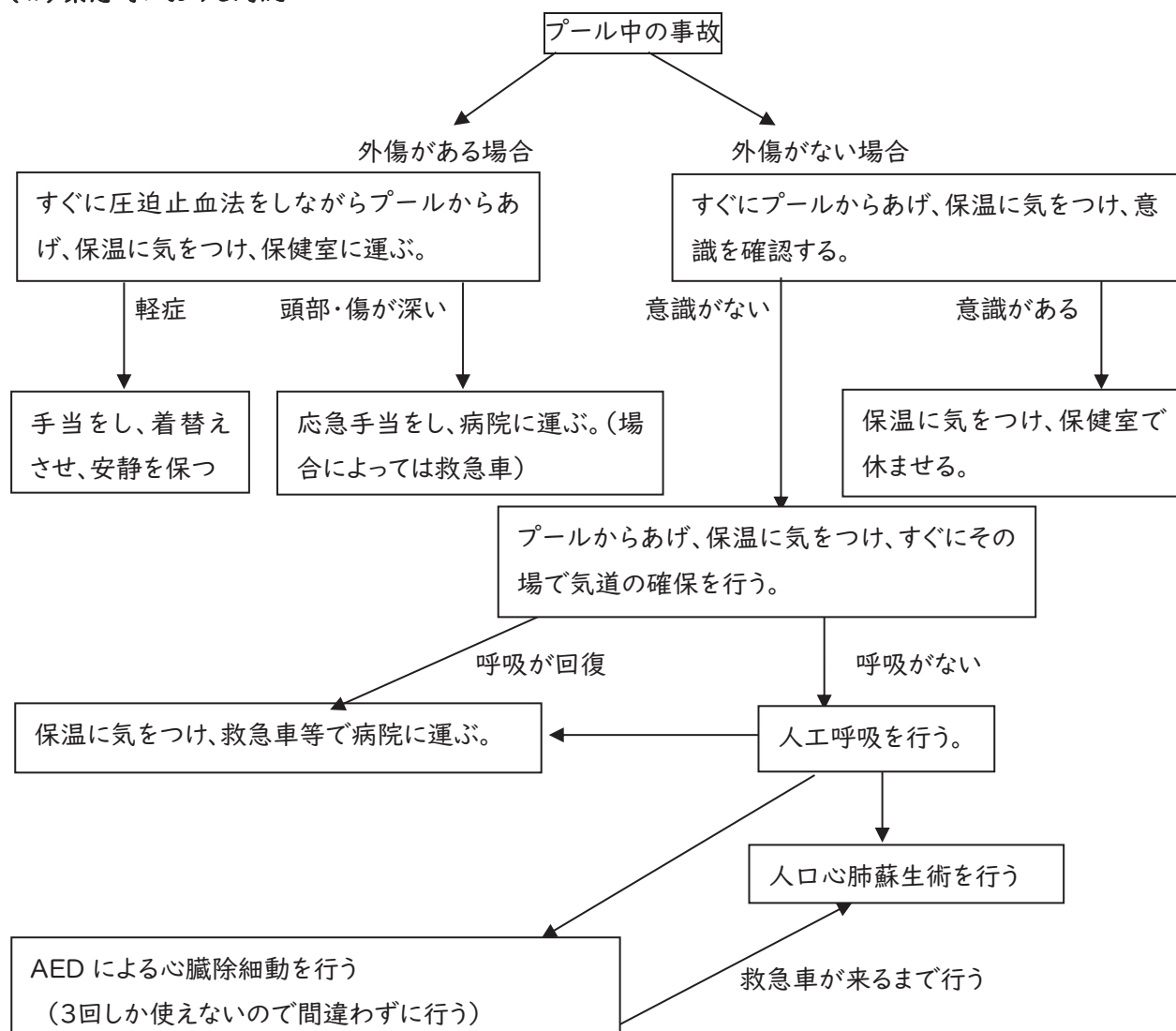
気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(7) 水泳指導時における対応

(i) 安全指導(全学年共通)

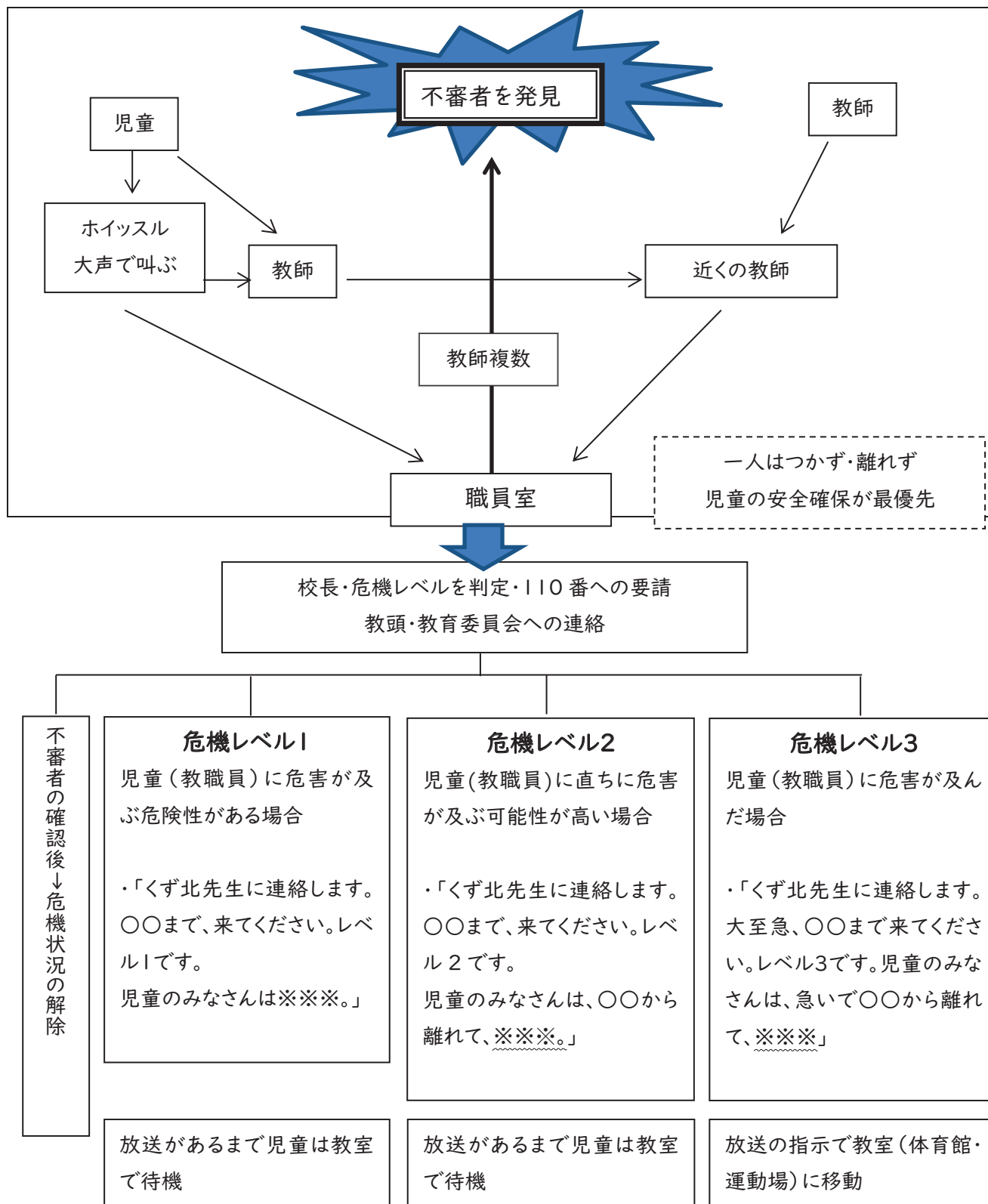
プール状態の確認	・気温・水温の計測(水温23℃以上、気温 26℃以上が目安) ・塩素濃度(0.4ppm ~ 1.0ppm PH 7.0 中性) ・プールの状態目視(危険物の有無、透明度、浮遊物の有無)
入水前指導	・着替える前に、自分の体調を考える。 ・着替えた後、整列して、注意を聞く。 ・プールサイドに集まる。
準備運動・シャワー	・準備体操をする。 ・人数確認(バディー) ・シャワーを浴びる。(帽子を脱ぎ、手で全身をこすり、汚れと汗をとる) ・人数確認(バディー)
プール入水	・心臓から遠いところから水をかける。(足→手→顔・頭→背→胸) ・プールサイドを持って後ろ向きでゆっくり入水する。 ・一度、頭までもぐる。

(ii) 緊急時における対応



4. 防犯計画

不審者侵入時の対策



レベル1・2・3の詳細い内容については次項より解説する

避難と待機についての原則

1. 侵入者があった場合

- ① 緊急に避難させる必要があるかどうか分からない時（近くに侵入者がおらず、状況が不明の時）は、原則として、状況が判明するまで、児童を教室などで待機させ、教職員が保護する。
- ② その後、放送の指示などにより避難する。

2. 教職員が児童の近くにおり、児童に指示できる場合は、次のようにする。

① 児童を教室に待機させる場合

- 1) 教室の窓、戸を閉める。児童の人数確認後は、施錠する。
- 2) 教室内では児童を出入り口から遠ざけておく。
- 3) 教職員は、防御できるような道具（イスなど）を持ち、侵入に備える。
- 4) 放送の指示があれば、指示に従って避難する。
- 5) 避難場所の基本は、体育館か、運動場のいずれかとする。

② 児童を緊急に避難させる場合（近くに侵入者がおり、緊急に児童の安全を確保するとき）

- 1) 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、児童を避難させる。
- 2) 避難場所は、状況によって、より安全なところを選び、誘導することもあり得る。
- 3) 侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げたり、防御できるような物を用いたりして、児童が避難できるよう、時間をかせぐ。
- 4) 避難する際、隣接する教室などにも、大声で危険を知らせ、避難をうながす。

3. 休憩時間などで、教職員が児童の近くにいらない場合について、児童に対し、日頃から次のような指導をしておく。

- ① 来校者カードをしていなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から離れること。
- ② できるだけ、先生のいそうな場所（職員室など）に逃げ、先生に知らせること。
- ③ もし、「教室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに教室に入ること。ただし、自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいる場合などは、すぐに先生のいそうなところへ逃げること。

4. 学校監視員・見守り隊との連携、情報交換を日常的にすすめる。

危機レベルと事件対策本部の発動

危 機 レ ベ ル

レベル1:児童(教職員)に危害が及ぶ危険性がある場合

レベル2:児童(教職員)直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

レベル3:児童(教職員)に危害が及んだ場合

※ レベル1以上の状況となった場合、事件対策本部を発動し、原則として下記の役割分担に従って行動する。

※ 笛、ブザーが鳴った場合はレベル2以上の状況であるので、近くの教職員は直ちにその場所に駆けつける。それ以外の教職員は、下記の役割分担に従って行動する。

※ 状況に応じ、本部の指示のもと臨機応変に対応する。

役割	名 前	発生時・直後の対応	中・長期的な対応
本部	◎校長 教頭 教務 事務職 校務員	- 全体の状況把握、統括及び指揮 - 警察(110番)、消防(119番)への通報 - 校内緊急放送 - 児童への指示の決定 - 教育委員会への連絡及び支援要請 - 近隣学校園への連絡 - 保護者(PTA 本部役員等)への連絡 - 通信方法の確保 - 報道機関の対応 - 当日の下校方法の決定 - 今後の登下校方法・授業についての決定 - 保護者説明会の準備と開催 - 保護者あての連絡文の発行 - 記録	- 再発防止、学校再開のための総括 - 報告書の作成 - 保護者、地域住民との連携方策等の改善
安全・救護	◎安全部主担 2組の担任 支援学級担任	- 避難場所・経路の決定 - 児童の誘導 - 児童の点呼 - 児童の状況把握 - 必要に応じ救護班の応援をする。	- 負傷者に対するケア - 心のケア - 学校医と連携体制の改善 - 安全教育の内容、指導体制の見直し
	◎養護教諭 担外	- 負傷者の確認、全容把握 - 負傷者の応急手当 - 負傷者の搬出 - 救急車同乗及び搬送先からの連絡 - 負傷者搬送先の確認 - 負傷児童の保護者への連絡 - 学校医への連絡	
侵入者対応	◎教務 事務職員 校務員 1組の担任	- 侵入者対応 - 侵入者隔離 - 事件の情報収集、把握、整理 - 学校の安全状況の把握 - 地域の安全状況の把握	- 再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善 - 組織(役割分担)の見直し

レベル1…児童(教職員)に危害が及ぶ危険性がある場合

※ レベル1の対応から不審者を侵入者と呼ぶ。

○ 対応者

(1) 侵入者を確保できているが、危害を加えられそうな場合

- ① 侵入者の興奮を静め、落ち着かせるよう、言葉づかいに注意しながら複数で対応する。
- ② 凶器などを持っていないかを確認する。
- ③ 「レベル1」であること(危険が及ぶ可能性がある)を他の教職員に連絡する。
……「お客様ですので、職員室からメモを1枚、お願いします。」
(レベル1で、不審者1名です。役割に従って、行動してください。)

(2) 侵入者を隔離できていない場合

- ① 侵入者を会議室に隔離するように試みる。
……「お話を会議室で聞きますので、一緒にお越しください。」
(侵入者との距離を1.5m以上確保する)
- ② 侵入者が納得すれば、会議室へ連れて行く → (1)へ
- ③ 隔離を試みたが隔離できず、危害が及ぶ危険性が高い場合 → レベル2へ

○ 本部

- ① 校長:「110番」への通報を指示
- ② 教頭:教育委員会へ連絡、支援要請
- ③ 教頭:緊急放送……「くず北先生に連絡します。〇〇まで、来てください。レベル1です。」
(役割分担に従って行動してください)
「児童の皆さんは、急いで〇〇から離れて下さい。」
- ④ 事務:「110番」通報。PTA 本部役員へ連絡、協力を要請。
- ⑤ 教頭:情報の集約

○ 安全確保

- ① 教室へ移動、各学年・組の児童の在室確認と安全確認
1年2組担任・2年2組担任・3年2組担任
4年2組担任・5年2組担任・6年2組担任・支援学級担任
- ② 全体集約(教頭)
- ③ 教室で待機、放送の指示を待つ。
- ④ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○ 侵入者対応(負傷者確認含む)

- ① 教務主任・学年主任:現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害が加えられないように時間をかせぐ。
- ② 校務員・事務職員:校内を巡視し、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護

- ① 負傷者が出た場合に備えての準備:(養護教諭)
- ② 安全確保の応援(教室へ向かう):(算数専科・理科専科)

※ 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

※ 退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。(本部)

レベル2…児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ可能性が高い場合

○ 対応者

- ① 笛を吹く、ブザーを鳴らす、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる。
- ② 近くに児童がいる場合は、すぐに逃げるように指示し、児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また、侵入者の注意をそらして、児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。
- ③ 侵入者を注視する。攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、机やイス、ほうき、消火器など防衛できる身近な道具を用い、児童や自分自身に危害が加えられないようにしながら時間をかせぐ。
- ④ 侵入者が逃げた時は、笛などを鳴らしながら追いかけて、逃げる先の児童等に危険を知らせる。
- ⑤ 児童に危害が及ばないよう最大限の努力をするとともに、自らの身を守ること。
(対応者が負傷してしまうと、子どもを守ることができない)
- ⑥ 児童が捕らえられている場合は、侵入者に対して、興奮せず冷静になるように諭す。
(「子どもを放しなさい」「落ち着きなさい」などの言葉かけをしながら)

○ 本部

- ① **校長**:「110番」への通報を指示
- ② **教頭**:教育委員会へ連絡、支援要請
- ③ **教頭**:緊急放送……「くず北先生に連絡します。〇〇まで、来てください。レベル2です。」
(役割分担に従って行動してください)
「児童の皆さんは、急いで〇〇から離れて下さい。」
- ④ **事務**:「110番」通報。PTA 本部役員へ連絡、協力を要請。
- ⑤ **教頭**:情報の集約

○ 安全確保

- ① 教室へ移動、各学年・組の児童の在室確認と安全確認
1年2組担任・2年2組担任・3年2組担任
4年2組担任・5年2組担任・6年2組担任・支援学級担任
- ② 全体集約(**教頭**)
- ③ 教室で待機、放送の指示を待つ。
- ④ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○ 侵入者対応(負傷者確認含む)

- ① 教務主任・学年主任 :現場へ急行する。警察が到着するのまで、児童等に危害が加えられないように時間をかせぐ。
- ② 校務員・事務職員:校内を巡視し、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護

- ① 負傷者が出た場合に備えての準備:(養護教諭)
- ② 安全確保の応援(教室へ向かう):(算数専科・理科専科)

※ 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

レベル3…児童（教職員）に危害が及んだ場合

○ 対応者

- ① 笛を吹く、ブザーを鳴らす、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる。
- ② 近くに児童がいる場合は、すぐに逃げるように指示し、児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また、侵入者の注意をそらして、児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。
- ③ 侵入者を注視しつつ、負傷した児童等の状況確認、応急手当をおこなう（救命を優先する）。
- ④ 被害が拡大しないよう、できるだけ時間をかせぐ。
- ⑤ 駆けつけた教職員に、落ち着いて状況を報告する。

○ 本部

- ① **校長**：「119番」、「110番」への通報を指示。避難などの判断、決定、指示。
- ② **教頭**：教育委員会へ連絡、支援と近隣学校園への連絡を教育委員会に要請。
- ③ **教頭**：緊急放送…「くず北先生に連絡します。大至急〇〇まで、来てください。レベル3です。」
（役割分担に従って行動してください）「児童の皆さんは、急いで〇〇から離れて、近くの教室に入ってください。」
- ④ **教頭**：「119番」通報。情報の集約、通信方法の確保。
- ⑤ **事務**：「110番」通報。PTA 本部役員へ連絡、協力を要請。

○ 安全確保

- ① 避難場所・経路の決定（校長）
- ② 教室（体育館）へ移動、各学年・組の児童の在室確認と負傷等状況の確認
1年2組担任・2年2組担任・3年2組担任
4年2組担任・5年2組担任・6年2組担任・支援学級担任
- ③ 全体集約（**教頭**）
- ④ 教室（体育館）へ移動（放送などの指示を待つ）。
- ⑤ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○ 侵入者対応

- ① 教務主任・学年主任：現場へ急行する（防御に利用できる用具を持参する）。
警察が到着するまで、被害が拡大しないよう、時間をかせぐ。
- ② 侵入者が逃げた場合は、追跡する（校外に逃げた場合は追わず、再侵入を阻止する）。
- ③ 校務員・事務職員：校内を巡視し、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護

- ① 養護教諭：現場へ急行する。負傷者の応急手当、搬送の準備（救急車手配の要請）に備えての準備
- ② 理科専科：安全確保の応援（教室または避難場所への誘導とその他救護）
- ③ 算数専科：負傷者のリスト作成（学年、組、名前、症状、処置、搬送先、付き添い者などの記録）
- ④ 養護教諭：救急車同乗及び搬送先からの連絡（本部、保護者）
- ⑤ 養護教諭：負傷者搬送先及び状況の確認

※ 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

※ 報道機関との対応は、本部が教育委員会と連携しておこなう。

休憩時間(不審者対応)

役割	名前	発生時・直後の対応	
本部	校長 教頭 教務 事務職 校務員	全体の状況把握、統括及び指揮 警察(110番)、消防(119番)への通報 校内緊急放送、児童への指示の決定 教育委員会への連絡及び支援要請 近隣学校園・保護者(PTA 本部役員等)への連絡 通信方法の確保、報道機関の対応、下校方法の決定 今後の登下校方法・授業についての決定 保護者説明会の準備と開催 保護者あての連絡文の発行、記録	
安全	各学年1名	応援	児童の誘導、点呼
救護・避難誘導	各学年1名	児童誘導後、施錠 学年の教室とトイレを確認 学年前廊下で待機	負傷者の確認 応急手当・搬出 児童の誘導
	支援 養護教諭 算数専科 理科専科 生指担当	支援教室 ① 管理棟 保健室、保健室前入り口(不審者時施錠) 管理棟1階 管理棟2階 渡り廊下2階 ② 教室棟 教室棟1階入り口(不・施錠) 教室棟1～3階 非常階段 ③ 外回り 調理場付近、体育館まわり 1階渡り廊下、靴箱 管理棟1階入り口(不・施錠) 中庭、教室棟まわり 学級園付近	
侵入者対応	教頭 各学年1名	侵入者対応・侵入者隔離 避難集合場所での児童誘導・点呼 避難集合場所(運動場)	

授業中（不審者対応）

役割	名前	発生時・直後の対応	
本部	校長 教頭 教務 事務職 校務員	全体の状況把握、統括及び指揮 警察（110番）、消防（119番）への通報 校内緊急放送、児童への指示の決定 教育委員会への連絡及び支援要請 近隣学校園・保護者（PTA 本部役員等）への連絡 通信方法の確保、報道機関の対応、下校方法の決定 今後の登下校方法・授業についての決定 保護者説明会の準備と開催 保護者あての連絡文の発行、記録	
安全	各学年1名	応援	児童の誘導、点呼
	各学年1名	} 児童誘導後、施錠 学年の教室とトイレを確認 学年前廊下で待機	
	支援	支援教室	
救護・避難誘導	養護教諭 算数専科 理科専科 生指主担者	① 管理棟 保健室、保健室前入り口（不審者時施錠） 管理棟1階 管理棟2階 渡り廊下2階 ② 教室棟 教室棟1階入り口（不・施錠） 教室棟1～3階 非常階段 ③ 外回り 調理場付近、体育館まわり 1階渡り廊下、靴箱 管理棟1階入り口（不・施錠） 中庭、教室棟まわり 学級園付近	負傷者の確認 応急手当・搬出 児童の誘導
侵入者対応	教頭 各学年1名	侵入者対応・侵入者隔離 避難集合場所での児童誘導・点呼 避難集合場所（運動場）	

※授業で特別教室などを使用している場合

特別教室（音楽室、家庭科室、理科室、図工室）→ 授業担当

体育館 → 授業担当教員が避難誘導する。

運動場 → 授業担当教員が朝礼台付近に避難誘導する。

来校者等の受付について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

1 登校時

- (1) 原則として朝の開門は8時5分（正門のみ）。
- (2) 登校時は正門を開放。なお、児童へは登校時刻等について、次の点を指導する。
 - ＊ 通常の授業時は、8時5分～8時20分の間に登校すること。
 - ＊ 遅刻して登校した場合は、インターホンを押すか安全監視員に声をかけて通用門から入る。
 - ＊ 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。

2 授業時・休憩時

- (1) 正門は施錠する。安全監視員は「学年」「組」「名前」「要件」確認して通用門を開錠する。
 ※稼業時間中は小門の施錠をし、かんぬきをする。
- (2) 来校者は、インターホンを押し安全監視員に「学年」「組」「名前」「要件」を伝えること、職員室に来室するよう依頼する。
 ※ 来校者用に対しては、正門横及び職員玄関に案内の為の掲示あり

3 下校時、放課後

- (1) 児童下校のピーク時のみ正門を開ける。
- (2) 来校者については、授業時と同様。
- (3) 留守家庭児童会からの下校は、児童会側の通用門を使用する。常時施錠し、指導員及び関係保護者のみが施錠・解錠する。

《受付場所》保護者や搬入業者は、原則として安全監視ボックスにて受付を行う。

会議室	更衣室	更衣室	校務員室	図書室	トイレ	トイレ
玄関	職員室《受付》 教頭先生		校長室	放送室	保健室	

《来校者名簿（記入例）》

月日	お名前	用 件	入校時刻	退校時刻
4/12	〇〇〇〇	校長先生に面会	12:00	12:30

関係者以外の学校への立ち入りについて

1. 来校者を見かけた場合……「来校者カード」を着用しているかチェックする。

① 着用している場合

1) あいさつと声かけ

……「どちらへご用ですか」「場所はわかりますか」など

2) 挙動不審の場合には、職員室まで案内する

……「ご用件をお聞きますので、こちらへお越しください」など → 2へ

3) 案内を拒否した場合には、退去を求める

……「申し訳ありませんが、お引き取り願えますか」などと、ていねいに退去を求める。 → 3へ

② 着用していない場合……「恐れ入りますが、受付はお済みですか」と、声をかける。

1) 受付まで案内し、来校者名簿へ記入のうえ、来校者カードを着用してもらう。

2) 受付を拒否した場合には、職員室まで案内する。

……「ご用件をお聞きますので、こちらへお越しください」など → 2へ

3) 案内を拒否した場合には、退去を求める。

……「申し訳ありませんが、お引き取り願えますか」などと、ていねいに退去を求める。

2. 職員室に案内した場合

① 案内する途中、他の教職員に連絡する。それができないときは、職員室に通してから、連絡し、複数の教職員で対応する。

……「本校では、来校者のみなさんに、必ず受付で来校者名簿に記入し、来校者カードを着用するようお願いしています」と説明し、理解いただく。

……「本校へどのような用件でこられましたか」と、用件を聞く。

② 理解いただき、用件のある場合

・来校者名簿へ記入のうえ、来校者カードを着用してもらい、用件のある場所まで案内する。

③ 理解いただけない場合、用事のない場合

・退去を求める……「申し訳ありませんが、お引き取り願えますか」などと、ていねいに。 → 3へ

3. 退去を求めた場合

① 退去した場合

1) 退去を確認のうえ、再度進入しないように監視する。

2) 教頭から、枚方警察署(845-1234) 教育委員会児童生徒支援担当(050-7105-8048)

樟葉幼稚園(856-0848) 樟葉小学校(857-2300) 楠葉中学校(855-1566) へ連絡する。

② 退去を拒否した場合……危害を加える恐れがないか判断する。

1) 恐れがないと判断する場合は、再度退去するよう説得する。

・退去した場合……3の① 退去した場合へ

・退去を拒否した場合……レベル1へ

2) 恐れがあると判断する場合……レベル1へ

校区内の点検・巡回について

1. 職員分担

(1) 本部(職員室)は校長・教頭・教務(首席)・事務職・養護教諭・栄養職員が担当。

- ・総指揮は、教頭もしくは教務(首席)が行う。
- ・情報集約。
- ・関係機関・保護者・職員等への連絡。

(2) その他の職員は、地区別児童会の担当地区に基づき巡回する。

2. 校区内にて不審者情報があった場合

(1) 必要に応じ、情報提供者の許可を得て、警察・委員会へ通報する。

(2) 職員分担表に基づき校区内巡回。

- ・巡回時間を決めておく。基本30分。
- ・職員は緊急連絡が取れるように携帯電話を所持する。

(3) 巡回結果を管理職に報告。

必要に応じ、関係機関へ連絡する。

3. 児童が行方不明の場合

(1) 保護者の許可を得て、まなびポケットで保護者に呼びかける。

(2) 児童の写真があれば、職員に配付する。

(3) 児童の服装等特徴を職員に伝える。

(4) 担任は保護者宅に向かう。(保護者も自宅を出ないように指示)

(5) 職員分担表に基づき、校区内を搜索。

- ・巡回時間を決めておく。基本30分。
- ・職員は緊急連絡が取れるように携帯電話を所持する。

(5) インターネットなどの犯罪被害防止に向けて

子どもたちがタブレットなどを活用して学習する際に、インターネット上の犯罪の被害者・加害者にならないために、タブレット端末利用上のルールを学校として定め、保護者とも共有することとする。

たんまつりようじょう タブレット端末利用上のルール

ひらかたしりつ くずはきたしょうがっこう
枚方市立 樟葉北小学校

【はじめに】

みなさんが学校から貸し出されるタブレット端末には様々な機能があり、上手に使うことで授業での学びをより深めることができます。きちんとルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるようにしましょう。

《タブレット端末使用の目的》

1. 学校で貸し出すタブレット端末は学習活動のために使うことが目的です。タブレット端末は、みなさんがより深く学び、社会に貢献し、より良い人生を切り拓くための大切な道具（パートナー）になります。例えば、必要なことを自分で調べたり、素敵な作品を作ったり、友だちと共有したり、様々な人と協力して物事を進めたりすることができます。みなさん一人ひとりが責任をもってタブレット端末を利用し、学びを深めるために役立てることを期待しています。

《使用場所》

2. 学校や自宅で使用する時は、学校や自宅で決めているルールをきちんと守って使用しましょう。また、校外（公園や学習スペース等）で使用する時は、各施設が決めているルールをきちんと守り、相手の迷惑にならないように使用しましょう。

《学校での使用について》

3. 学校で決まった約束事を守って使用するようにしましょう。
4. 登下校中はカバンの中に入れて持ち運ぶ等、タブレット端末が傷つかないようにしましょう。
5. タブレットの使用（使ってもよい時間、使ってもよいアプリ、サイト等）については、必ず先生の指示に従い

ましょう。

《自宅での使用について》

6. 家庭学習のために使いましょう。
7. お家の方と、家庭での利用時間について決めましょう。
8. 学校へ持参する前に、十分充電しましょう。

《安全に利用するために》

9. 写真や動画に人が映るときは、必ず許可をもらいましょう。
10. タブレット端末やインターネットを使うときに、扱うアカウント情報 (ID やパスワード) を忘れたり、他の人に教えたりしないよう、自分でしっかり管理しましょう。
11. 個人情報情報はインターネット上に絶対に上げないようにしましょう。
12. タブレット端末で作成したデータ (写真や動画も含む) は、Google ドライブ内に保存し、本体にデータをため込まないようにしましょう。
13. タブレット端末を PC (スマートフォン・タブレット端末・コンピュータ等) に絶対に接続しないようにしましょう。
14. 特定のサイトには閲覧制限がかけられています。もしも、怪しいサイトに入ってしまったときはすぐに退出し、先生や保護者に伝えましょう。
15. ビデオ会議システムは、学びを深めるために使用するようにしましょう。
16. 貸与しているタブレット端末のSIMカードを抜いたり、別のSIMカードをさしたりすると、機器が検知します。さらに、そのことが原因で不具合が発生する可能性があります。
17. 学校用のアカウント (~@hirakata-ky.ed.jp) 以外のアカウントで、貸与しているタブレット端末にログインしないでください。
18. 視聴が制限されている YouTube などの動画を、何らかの方法で制限解除したり、ダウンロードして視聴したりしないでください。
19. 著作権のある文書、画像、音楽、動画などを違法に掲載しているインターネットサイトにアクセスし、それらを閲覧、ダウンロード、共有したりしないでください。

《健康面に関する事項》

20. タブレット端末を使用するときは、姿勢を良くし、目から 30cm 以上離しましょう。
21. 30 分に 1 回は画面から目を離して、20 秒以上遠くを見ましょう。

《その他》

22. 個人で購入したカバー等は使用しないようにしましょう。
23. タブレット本体の故障や紛失、ネットワーク等の不具合が出たときは、すぐに先生に報告しましょう。

5. 学校安全計画

月		4	5	6	7・8	9
重点		通学路を正しく歩く	ルールを守って遊具を使おう	けがをしないように運動しよう	落ち着いた行動をしよう	遊びの約束を守ろう
道徳		規則の尊重	規則の尊重	生命の尊さ	節度、節制	正直、誠実
安全 教育	生活	・学校探検のときの安全意識	・野外の交通安全 ・遊具で遊ぼう	・公園の交通安全 ・道具の使い方	・虫探し、時の交通安全	・はさみ、アートナイフの使い方
	理科	・野外観察時の安全 ・ガスコンロ、虫めがねなどの使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコープ、ナイフの使い方	・観察中の安全 ・試験管、ビーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
	図工	・はさみ、アートナイフ、絵の具、等の安全な使い方	・工作の材料、文房具等の使い方	・のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜き、くぎの使い方	・木づち、ゴム、電動のこ、ニスの使い方	・工作の材料、文房具などの使い方
	家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンの使い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装の選び方
	体育	・固定施設の使い方 ・運動場の安全確認	・鉄棒運動時の安全	・マット、跳び箱運動時の安全	・水泳前健康観察 ・水泳時の安全	・水泳前健康観察 ・水泳時の安全
	学級活動	低	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な給食配膳	・休み時間の約束 ・避難訓練の参加の仕方	・プールの約束 ・遊び場や行き帰りの安全	・夏休みの約束 ・自転車の約束 ・情報リテラシー教育
		中	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な清掃活動	・休み時間の安全 ・避難訓練への積極的な参加	・安全なプールの利用の仕方 ・遊び場や行き帰りの安全	・道路での自転車乗車のきまり ・夏休みの安全な過ごし方 ・情報リテラシー教育
		高	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な委員活動	・休み時間の事故とけが ・避難訓練意義	・安全なプールの利用の仕方 ・遊び場や行き帰りの安全	・自転車の点検と整備の仕方 ・夏休みの事故と防止策 ・情報リテラシー教育
	児童会活動	・代表委員会 ・対面式	・前期クラブ、委員会活動開始 ・児童会行事（くずきたパーク）	・クラブ、委員会	・クラブ、委員会	・クラブ、委員会
	学校行事	・入学式 ・健康診断 ・家庭訪問	・健康診断 ・音楽鑑賞会 ・土曜参観	・プール学習 ・5年生キャンプ ・音楽会 ・不審者避難訓練 ・交通安全教室	・個人懇談会 ・プール学習 ・非行防止教室 ・不審者避難訓練	・プール学習 ・地震避難訓練 ・オープンスクール
安全 管理	対人	・安全な通学の仕方 ・安全のきまりの設定	・固定遊具の安全な使い方	・校内での安全な過ごし方 ・プールでの安全のきまりの確認	・キャンプでのきまりと点検・整備	・休み時間の安全な過ごし方
	対物	・通学路の安全確認 ・安全点検笠間計画の確認	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前、休業中の校舎内外の点検	・中庭など校舎外の整備
学校安全に関する組織活動		・職員による登校指導と下校指導 ・業者による遊具点検	・PTAによる環境整備作業	・運動会に向けての校舎周辺点検	・校外生活委員会によるパトロール	・後期の登校指導
安全点検（長期休業中）					各管理責任者による管理場所の安全点検	
安全点検活動		教頭と職員による月初めの安全巡視	教頭と職員による月初めの安全巡視	教頭と職員による月初めの安全巡視	教頭と職員による月初めの安全巡視	教頭と職員による月初めの安全巡視

10	11	12	1	2	3
安全な生活をしよう	車に気をつけよう	下校時刻に気をつけよう	けがをしないように運動しよう	雪道の安全に気をつけよう	安全な生活ができるようにしよう
生命の尊さ	規則の尊重	規則の尊重	生命の尊さ	生命の尊さ	節度、節制
・工作の材料、文房具などの使い方	・地域見学時の安全	・工作の材料、文房具などの使い方	・暖房器具の使い方 ガスコンロ	・防寒具、冬の生活について	・工作の材料、文房具などの使い方
・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・バーナー、蒸発皿の使い方	・針金、プラスチックの使い方	・塩酸、水酸化ナトリウムの取扱い方
・写生場所の安全な選定	・ラッカー、シンナーの取り扱い方	・工作の材料、文房具などの使い方	・小刀の管理の仕方と使い方	・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・共同作品作成時の安全
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・暖房器具の安全な取扱い方 ・インターネットなどの犯罪被害防止に向けて	・ガスコンロの使い方	・調理用具の使い方	・調理器具の安全な使い方
・集団演技、行動時の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走の安全	・持久走の安全	・健康な生活(保健)
・廊下の安全な遊び方	・災害時の正しい行動の仕方 ・安全な 集団行動	・安全な服装 ・雪道の歩き方 ・冬休みの安全な過ごし方	・危ないものを見つけたとき	・校舎内の危険箇所を知る	・1年間の反省 ・けがをしないために
・校庭での安全な遊び方	・避難の仕方 ・安全な集団行動	・凍結路の安全な歩き方 ・冬休みの安全な過ごし方	・「おはしも」の約束 ・安全な身支度	・校舎内での安全な過ごし方	・1年間の反省 ・けがをしやすい時間と場所
・校庭の安全点検	・火災防止 ・避難場所	・道路凍結時の事故とけが ・冬休み中の事故やけが	・安全な身支度、衣服の調節	・校舎内での安全な過ごし方	・1年間の反省 ・けがの種類と応急処置
・後期クラブ、委員会活動開始	・クラブ、委員会	・クラブ、委員会		・クラブ、委員会	・6年生を送る会
・運動会 ・交通安全教室	・修学旅行	・個人懇談会	・火災避難訓練	・入学説明会 ・学習発表会	・卒業式
・電車、バスなどの安全な待ち方及び乗降の仕方	・落ち葉掃きにおける道具の管理	・下校時の安全配慮	・凍結路の安全な歩き方	・校舎内の危険箇所点検	・年間の人的管理の評価・反省
・駅、バス停周辺の安全確認	・校舎周辺の安全点検	・学校内の危険箇所の確認	・学区内の安全施設の確認	・校内の危険箇所、危険物点検	・年間の学校環境、安全点検の評価・反省
・学習発表会に向けての校舎内点検	・下校時における保護者との連絡強化	・年末の防犯巡視	・マラソン週間に向けてのグランド等点検	・通学路の安全確保	・1年間の学校環境、安全点検の評価
		各管理責任者による管理場所の安全点検			各管理責任者による管理場所の安全点検
	教頭と職員による月初めの安全巡視	教頭と職員による月初めの安全巡視		教頭と職員による月初めの安全巡視	教頭と職員による月初めの安全巡視

避難訓練計画

火災、地震、台風、不審者対応等の災害にあっては、教師の指示に従い、冷静、敏捷に行動し、被害を少なくするために次の諸訓練を行う。

●風水害（5月）

- ・予報に注意し、風水害の発生の状況により、学校長の指示により下校停止、下校、その他適切な措置をとる。
- ・下校は、地区ごとに集合し、地区担当の誘導のもと、児童を誘導帰宅させる。特に途中増水のおそれのある箇所や切断電線のそばに近寄らないように留意する。
- ・その他は、消防避難に準ずる。

●不審者対応（6月）

不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル参照

●地震（5月）

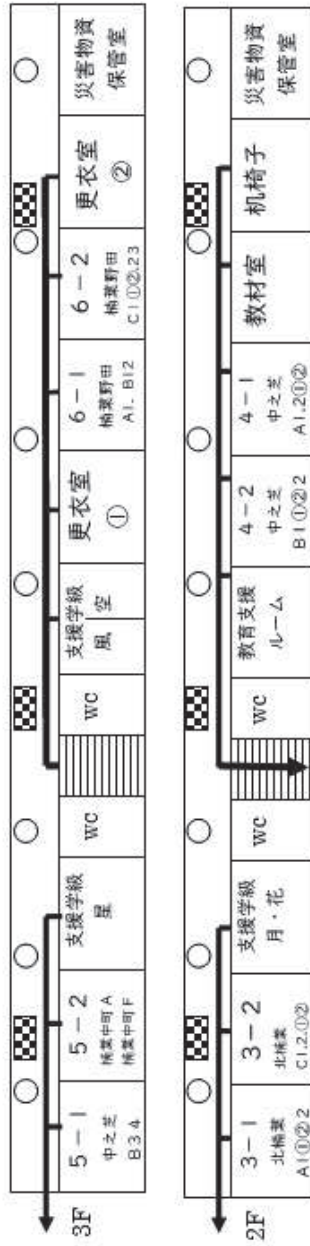
- ・教室内では、各自机の下に入る等、身の安全確保をする。
- ・ドアと窓を開け、ガス栓を閉じ、避難経路を確保するとともに落下物の危険から身を守る処置を講じる。
- ・上靴のまま経路図に従って運動場に出て、整列する。
- ・速やかに人数確認し、教頭または校長に報告する。

●火災（1月）

- ・校内放送により、火元を確認し、窓を閉め、カーテンは開ける。
- ・避難順序は
火災発生場所付近の教室等
火災発生場所より高い場所にある教室等
火災発生場所より低い場所にある教室等の順に避難する。
- ・上靴のまま経路図に従って運動場に出て、整列する。
- ・速やかに人数確認し、教頭または校長に報告する。

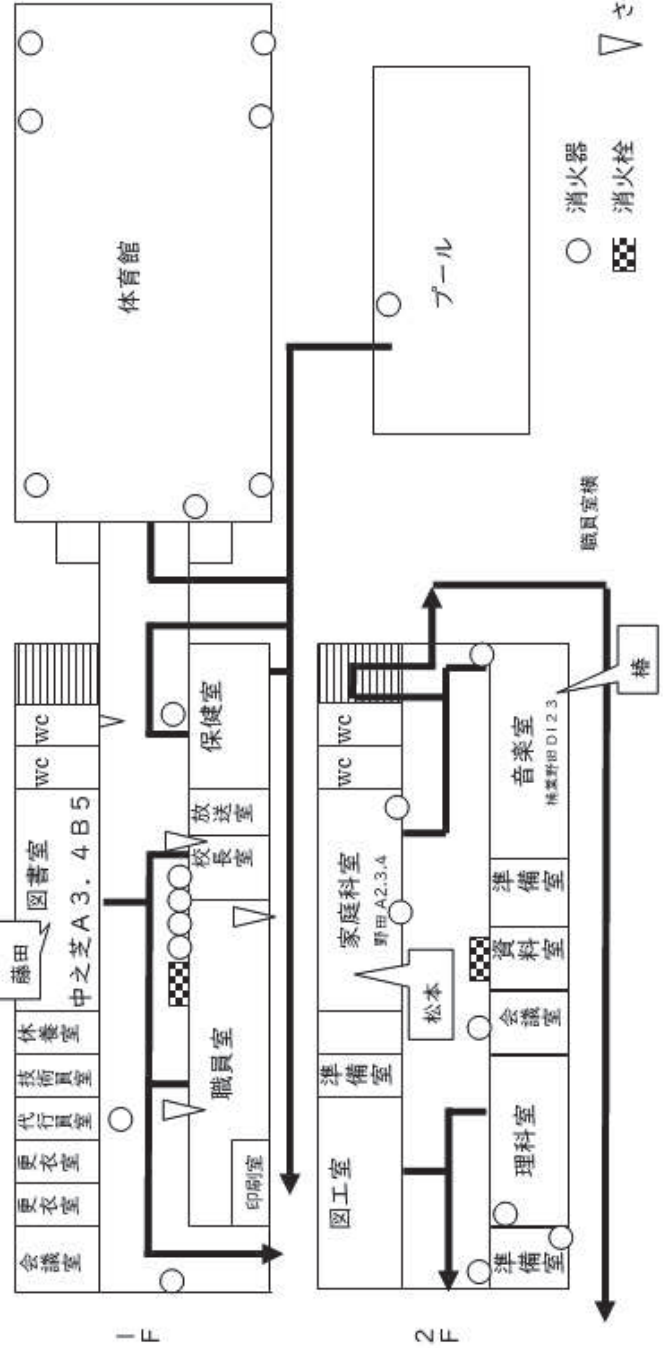
避難経路図

教室棟



調理場

※2年生は下足室から出る



管理棟

○ 消火器
◼ 消火栓
▽ さすまた

6.学校保健計画

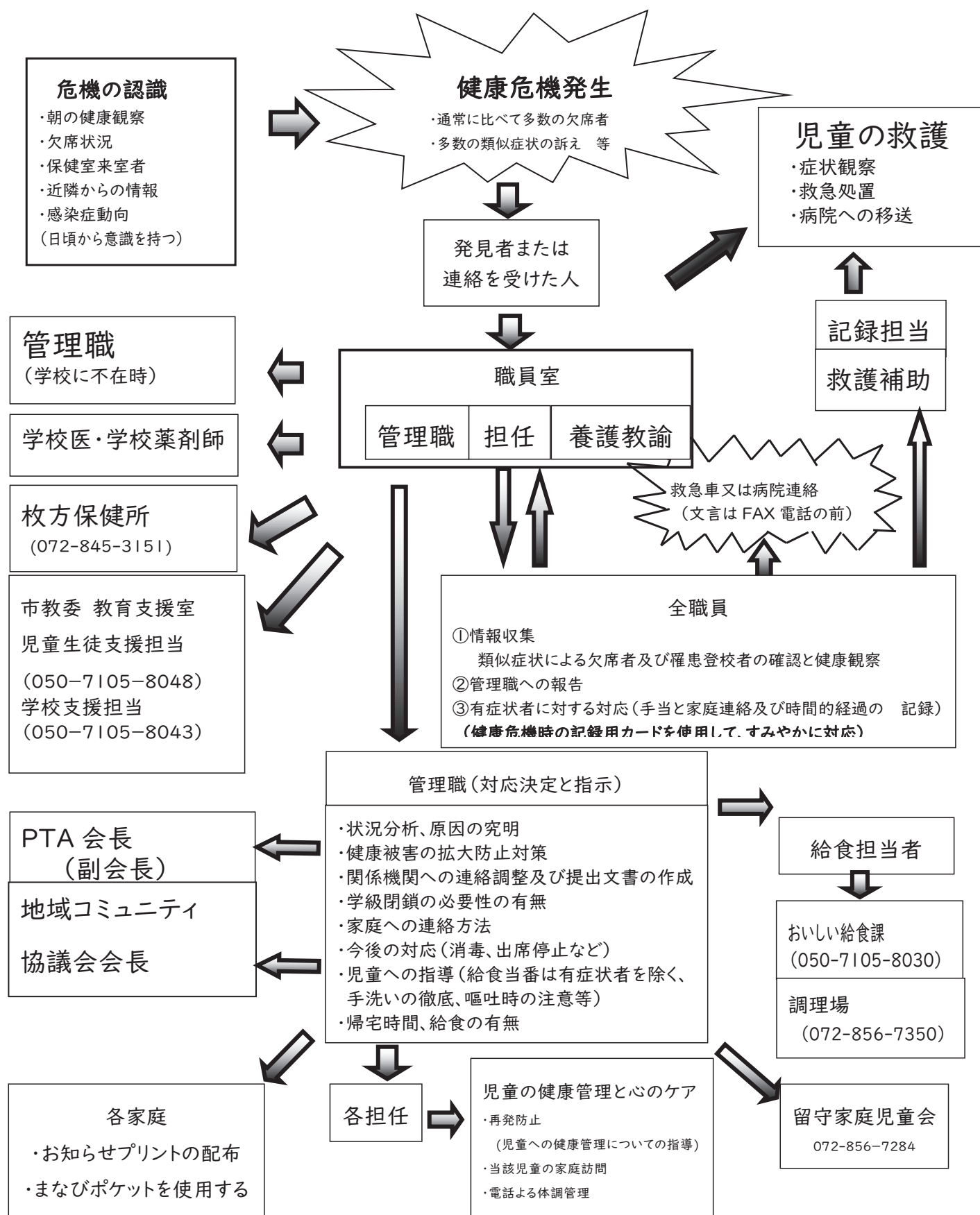
(1) 学校保健年間行事予定(令和7年度)

学校保健行事予定		
テーマ	・自分の体に関心をもち、進んで健康の保持増進に努める。 ・委員会活動と連携して進める。	
4月	健康診断を受けて自分の体を知ろう	「保健室より」共有 エピペン研修 定期健康診断(内科、結核検診、心電図、心臓検診、運動器検診、尿検査) 二測定、 嘔吐処理セット・救急セット・石鹼配付 頭髮調べ・水泳指導前健康調査 キャンプ前健康調査
5月	早寝・早起きをしよう	視力測定、聴力測定、キャンプ前健康調査 歯科・眼科・耳鼻科検診
6月	歯を大切にしよう	定期健康診断反省・事後措置
7月	夏を元気にのりきろう	定期健康診断のまとめ、飲料水・水質検査、 2学期二測定実施計画作成、嘔吐処理セット・石鹼回収・補充
8・9月	けがをしないように気をつけよう	二測定、保健教育、色覚検査希望調査
10月	目を大切にしよう	視力測定(全学年)、色覚検査(4年希望者) 修学旅行前健康調査、モアレ検査希望調査(5年)
11月	姿勢を正しくしよう	ブラッシング指導(2・6年)、モアレ撮影検査(5年希望者)、持久走前健康調査、学校保健委員会準備
12月	手洗い・うがいをしよう	年間反省、就学時健康診断、学校保健委員会 歯の講話(4年)、入学説明会資料作成、3学期二測定実施計画作成
1月	朝ごはんを食べよう	二測定、保健教育、薬物乱用防止教室(6年)
2月	教室の窓をあけよう	教室空気・照度検査 来年度年間計画作成 校医健診日程決定
3月	耳を大切にしよう	保健のまとめ作成 来年度「保健室より」作成 嘔吐処理セット・救急セット・石鹼回収と補充
備考		保健日より配信 健康相談 欠席調べ・出席停止報告(毎月) 水泳授業前健康調査 スポーツ振興センター・安全互助会・学校医療券事務

(2) 健康危機発生時の対応マニュアル(令和 7 年度)

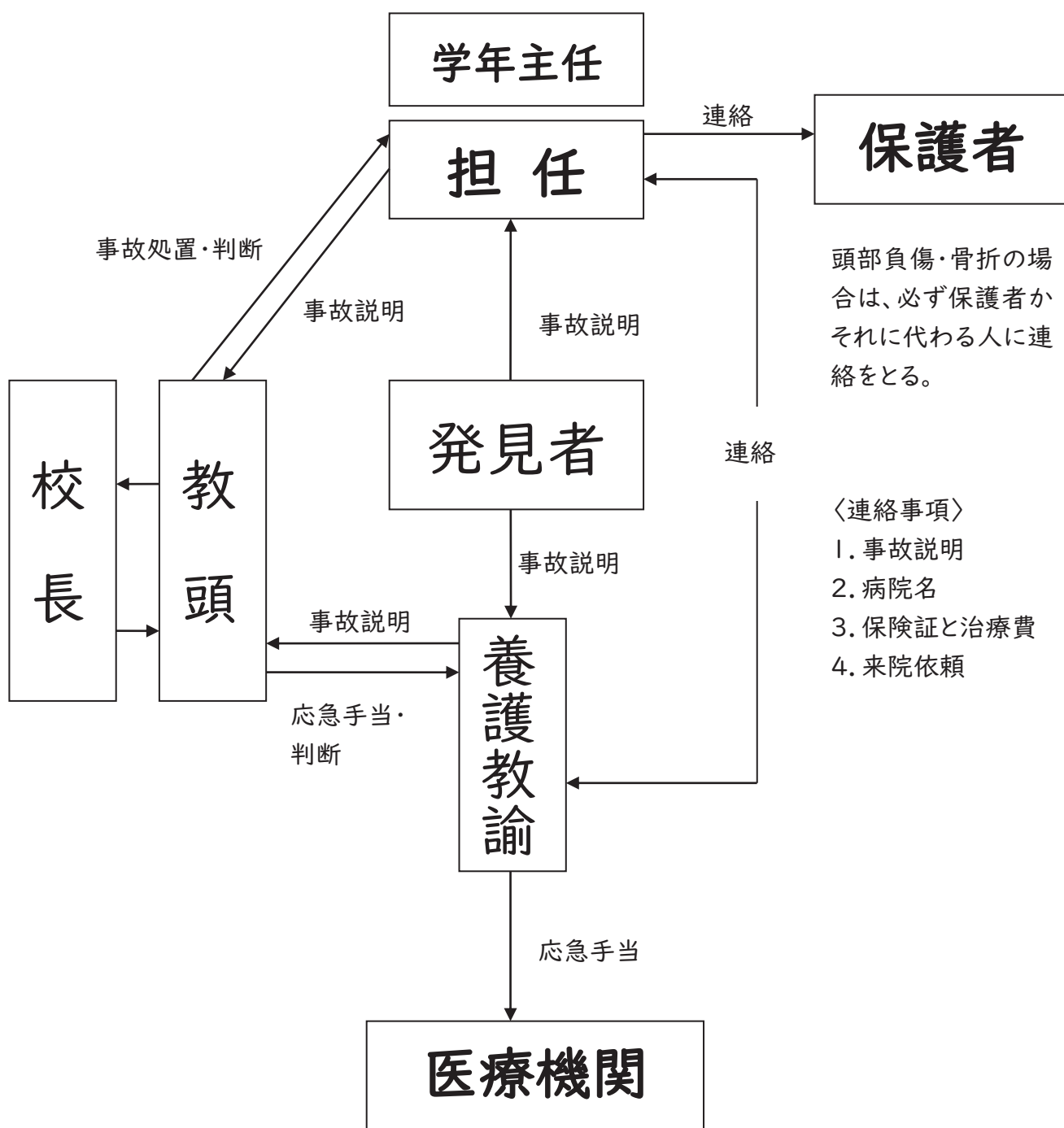
枚方市立樟葉北小学校

(健康危機とは、食中毒、感染症、毒物劇物、各種災害その他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態をいう)



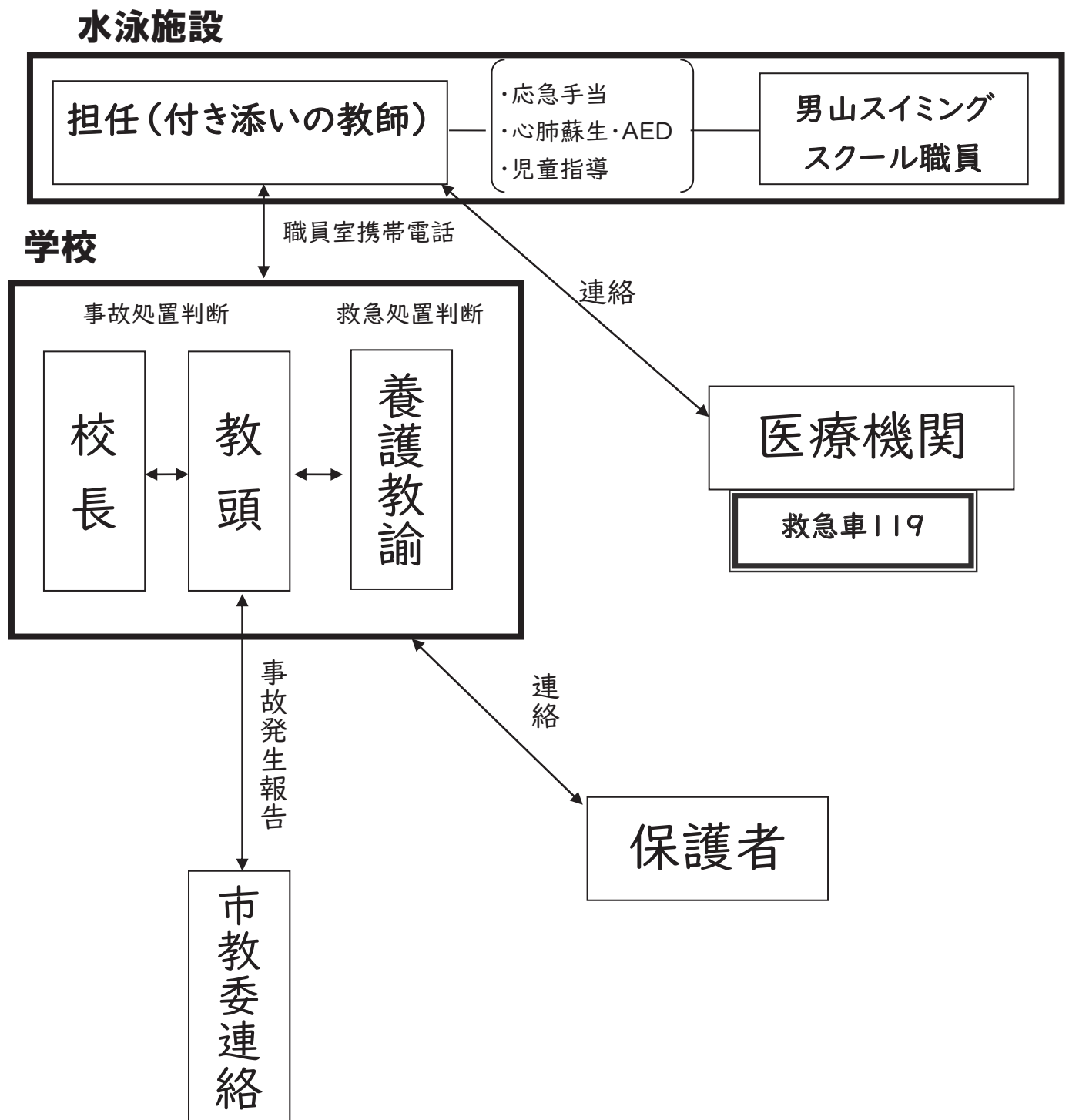
(3) 学校事故発生時の緊急体制

令和7年度



(4) 水泳事故発生時の緊急体制（水泳施設利用時）

令和 7 年度



(5)食物アレルギー等緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順

